

平成23年度第4回理事会の開催

平成23年度第4回理事会が、平成23年12月5日、日本獣医師会会議室において開催された。

本会議では、議決事項として、「賛助会員入会の件」について審議し、異議なく可決承認された後、次に、協議事項として、①「役員選任規程の制定に関する件」、②「東日本大震災支援義援金の配分基準等に関する件」、③「学会会員の日本獣医師会会員への移行方針に関する件」について協議し、了承された。続いて説明・報告事項として、①「現役員の任期に関する件」、②「動物看護師統一認定機構設立に関する件」、③「要請活動等に関する件」、④「TPPへの反対活動に関する件」、⑤「2011動物感謝デー in JAPAN の開催に関する件」、⑥「部会委員会の開催に関する件」、⑦「中間監査結果の報告の件」、⑧「業務運営概況等の件」について報告された（第4回理事会の議事概要は下記のとおり）。

平成23年度 第4回理事会の議事概要

I 日 時：平成23年12月5日(月) 14:00～17:20

II 場 所：日本獣医師会会議室

III 出席者：

【会長】山根義久

【副会長】藏内勇夫、近藤信雄

【専務理事】矢ヶ崎忠夫

【地区理事】波岸裕光（北海道）

　砂原和文（東 北）

　高橋三男（関 東）

　村中志朗（東 京）

　大野芳昭（中 部）

　中島克元（近 畿）

　柴田 浩（中 国）

　塙本泰久（四 国）

　坂本 紘（九 州）

【職域理事】酒井健夫（学術・教育・研究）

　麻生 哲（開業（産業動物））

　細井戸大成（開業（小動物））

　横尾 彰（家畜共済）（書面表決）

　梅澤正親（畜産・家畜衛生）

　森田邦雄（公衆衛生）（書面表決）

　木村芳之（動物福祉・愛護）

【監 事】玉井公宏、岩上一紘

IV 議 事

【議決事項】

賛助会員入会の件

【協議事項】

1 役員選任規程の制定に関する件

2 東日本大震災支援義援金の配分基準等に関する件

3 学会会員の日本獣医師会会員への移行方針に関する件

【説明・報告事項】

- 1 現役員の任期に関する件
- 2 動物看護師統一認定機構設立に関する件（施設貸与に関する件を含む。）
- 3 要請活動等に関する件
- 4 TPPへの反対活動に関する件
- 5 2011動物感謝デー in JAPAN の開催に関する件
- 6 部会委員会の開催に関する件
- 7 中間監査結果の報告の件
- 8 業務運営概況等の件

【連絡事項】

- 1 当面の主要会議等の開催計画の件

V 会議概要

古賀事務局長から定款第33条において準用する第24条第1項の規定に基づき本理事会が成立する旨が報告され、開会した。

【会長挨拶】

冒頭、山根会長から挨拶がなされた。大要は以下のとおり。

このたびの東日本大地震に伴う原発事故がまだ終息を見ない中での開催となるが、平成23年度第4回理事会にご参集いただき、厚く御礼を申し上げる次第である。

先だっての11月17日、東日本大震災について行政が動き出し、ある1つの光明が見えてきた。というには、原発事故における中線量率区域の繁殖雌牛等を用いた体内汚染分布図の作成に係る事業について農水省から予算に関する配慮をいただき、南相馬市の桜井市長も出席のもと、農水省も交えて市庁舎内で打ち合わせを行った。牛を20キロ圏内で飼育することを許可してほしいということを8月23日に自民党の石破 茂先生にお願いし、それから福島選出の民主党の玄葉光一郎大臣、公明党の高木美智代先生、その他当然、民主党獣医師問題議員連盟の城島光力先生、玉木雄一郎先生等々にもお願いし、尽力いただいた結果、農林水産省が4つの条件を認め

た。まず、今、糞尿の中で横たわり、首だけもたげて生きて苦しんでいる家畜たちを早く安楽殺してほしいというのが1点。

もう1点は、20キロ圏内は立ち入り禁止のため、牛舎の中には累々と白骨死体が横たわっている。これは愛護団体等から、また外国のユーチューブから逆輸入された写真を見てもわかるように、大変悲惨な状況になっている。それを早く処理しなければ公衆衛生上の問題が出てくることを申し上げた。

3つ目が、20キロ圏外に外部被曝していない一部の家畜を連れ出して飼育できるよう認めてほしいということである。

4つ目は、20キロ圏内でも飼育が可能になるよう許可してほしいという条件を提示したところ、全て大筋は認めますということを、翌日に返事をいただいた。

しかしながらよくよく考えてみると、3番目の20キロ圏外に牛を連れ出すということは、いささか問題があるのではないかという疑問がわいてきた。すなわち、外部被曝がないからといって安全・安心だということで連れ出した場合、福島県内といえども連れ出された町村に風評被害が起こって困るのではなかろうか。そういう心配が出てきたので、まず研究用として20キロ圏内に飼育することを相談したところ、農水省も大賛成であった。先ほどの3番目と4番目を入れ替え、3番目が今申しあげた事業内容である。

桜井市長も非常に喜んで、全面協力するということで、今肅々と準備が続いている。具体的には、研究用として数十頭の牛を畜舎に飼育し、個体管理を行いながら排泄物、血液検査等、いろいろな外部被曝、内部被曝の検査を行い、内部被曝と外部被曝の相関性について、早く成果を出してほしいということである。

これに対し、近くにある北里大学獣医学部の伊藤伸彦先生、彼は獣医学界では放射線分野の権威者であるし、食の安全で活躍しておられた元東京大学教授の吉川泰弘先生も現在北里大学におられるので、両者に早くこれを進めてほしいと依頼し、その他、帯広畜産大学、酪農学園大学、北里大学、岩手大学の研究者に集まっていただき、この研究を推進していくことを決定いただいたわけである。既に飼育するためのえさや、収容の場所を完備したようなので、早急にこの結果を来年の2月ごろまでには出してほしいと。

そして最後に農水省に要求したことは、①現在、放浪している牛が1,000頭ほど、また、豚も一部いるわけだが、むやみに安楽殺をするのではなく、できるだけ助けるのが可能であれば助けていただきたい、②そのために、外部被曝と内部被曝の相関性がわかれば、20キロ圏内外に連れ出すことも可能ではないかということである。連れ出すための大きな牧場も2つ予定をしている。

そして将来は繁殖に利用したり、場合によっては肉用としても使えるようなことも考慮してほしいということを強くアピールした。

結果がどういう形になるかはわからないが、1つの光明ではないかと考える。これを起爆剤として、その相関性がわかれれば20キロ圏外に牛を連れ出し、その様子を観察させていただきたい旨要請した。

これをなぜ急いだかというと、10月13日にケープタウンでWVAの総会が開催、その際時間をいただいて会長挨拶の後に10分ほど、私から話をさせていただき理解を求めたという事情があった。この対応を急がないと「日本獣医師会は何をやっているのだ、とても文明国家が行うことではない。」との批判を受ける恐れがある。人間でも動物でも餓死というのは最悪の死であり、これを何とか避けたい。そういったことからもある程度の明るさは見えてきたと思うし、今後さらに支援体制をつくり前進させようと思っている。

話は変わるが、本日理事会の議題にも上がっているが、動物看護師の統一認定機構がようやく立ち上がった。明年、統一試験を実施するということで、今肅々と準備を進めている。また、事務所も手狭になったことから、看護職協会も予算的には大丈夫だという判定のもとに三菱地所と交渉いただき、同じフロアに部屋を1つ借り運営していくということで現在進んでいる。

それから、もう1つうれしいことは、獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議がようやく3年を要して取りまとめを行い、中央教育審議会に上申した。最初に実行案の結果が出ない可能性があるということを申し上げてきた。また、文科省の担当課長には一まとめ終わったなら、さらに小委員会を立ち上げて議論をしてほしい旨を申し上げてきた。それはどういう議論かというと、将来3つか4つの獣医学系大学が集まって学部を立ち上げるという学部構想を前提として、学部設置基準をそろそろ議論した方が良いのではないかということが1点、もう1点は、既に文科省の工程表にも載せているが、第三者機関の外部評価をしっかりやっていくことということである。

そのための委員会を早急に立ち上げてほしいことを強く申し上げていたわけだが、先週、文科省の課長ほか2名が来会され、そのように決まりましたという力強い話をいただいた。また、委員会委員の人選は、今後の方向に大きく影響することから慎重に行っていただきたいという旨をお願いした。

それから、本日の午前中に監事による平成23年度の中間監査を実施いただき、監査報告をいただいた。その中で日本獣医師会と地方獣医師会の連携、これに勝るものはない。東日本大震災でもつくづく感じたが、この連携を強くしなければならない。地方獣医師会にアンケー

トをお願いし、返事を求めて、返ってくる反応は大変鈍いということである。したがって、地方獣医師会会長は、十分な責任のもとに事業を運営していただきたい。そのために地区理事の方々は、今日の理事会の内容を地方に帰ったら必ず各地方獣医師会等々に十分な説明を行っていただきたいとお願いする次第である。今日の理事会が有意義に進むことを祈念して、挨拶にかえさせていただく。

【議長就任・議事録署名人の指名】

続いて山根会長が議長に就任し、砂原、麻生両理事を議事録署名人に指名して会議が次のとおり行われた。

【議決事項】

賛助会員入会の件

矢ヶ崎専務理事から、入会申し込みのあった2名について説明された後、異議なく承認された。

【協議事項】

1 役員選任規程の制定に関する件

矢ヶ崎専務理事から、移行認定後の公益社団法人 日本獣医師会定款（以後「新定款」という。）においては、第26条（選任等）で「理事及び監事は総会の決議によって選任する」と規定され、同施行細則においては、役員候補者推薦管理委員会は規定されているが役員の選任に関する事項は規定されていないことから、新定款第64条（細部の事項）の規定に基づき、役員の選任に関する規程を新たに制定する必要があるが、関係法令のもとで許される範囲において極力従来の役員選任の流れを踏襲したい旨が説明され、資料に基づき内容が確認され、了承された。

2 東日本大震災支援義援金の配分基準等に関する件

矢ヶ崎専務理事から、支援義援金及び救援見舞金の配分について、「東日本大震災被災対策に係る支援義援金（支援義援金及び救援見舞金）配分（拠出）の考え方（平成23年度第1回理事会承認、以下「配分（拠出）基準」という。）」に基づき、これまで2次に渡り配分（拠出）が行われてきたが、①一部の被災地域の獣医師会においては被災動物の無料診療等の活動が長期化し、財政的に大変逼迫した状況にあるとして本会への支援要請がなされている旨、②このような地方獣医師会の活動を効果的に支援するため、配分（拠出）基準について、特例として日本獣医師会業務執行幹部会議の承認を得て、実際に即した、地域獣医療の復旧活動及び動物救護活動への支援が行えるよう改めることとした旨が説明された。

内容に関する質疑が行われ、原子力災害については第一義的には東京電力に責任を求める事、本件については関係国議員等への働きかけを進めてもらいたい旨の要望が出されたが、配分基準の変更は原案のとおり了承

された。

3 学会会員の日本獣医師会会員への移行方針に関する件

矢ヶ崎専務理事から、新公益法人制度への移行に伴い、学会関係事業を本会が直接実施することに伴い、従来独立した機関の会員として位置づけられていた学会会員を日本獣医師会会員に移行させるための方針が必要であることが説明され、素案が示された。基本的には従来の学会会員を対応する日本獣医師会会員の区分に当てはめるが、非会員のまま学会活動に参加することも認められること、その場合には会員とのバランスを考慮した費用負担を求めることが示された。

その後、質疑応答が行われ、基本的にはこれまでの学会会員が不利益を被るような変更はしないこと、今回の移行に伴い、結果的に学会参加の門戸が広げられ、活性化が期待されること等が補足され、方針案が了承された。

【説明・報告事項】

1 現役員の任期に関する件

矢ヶ崎専務理事から、予定通り平成24年4月1日付で公益法人への移行が行われた場合、①これまでに総会等で議決された公益認定後の役員選任の規程等に基づけば現役員の任期は平成26年の通常総会までとなり、現行定款のもとで選任された現役員の任期である平成25年の通常総会までと比較して1年間のずれが生じる旨、②これを解消するため、平成25年の総会を前に、現役員が退任届提出の手続きをとり、平成25年の通常総会において新たに役員を選任することで新旧両定款に矛盾しないよう対応する旨が説明された。

2 動物看護師統一認定機構設立に関する件（施設貸与に関する件を含む。）

矢ヶ崎専務理事から、平成23年9月29日に開催された設立総会をもって動物看護師統一認定機構が設立されたことが説明され、組織の概要、規約の概要、設立時の役員が報告された。

続いて、同機構の事務を一般社団法人 日本動物看護職協会が受託実施するに当たり、事務所が手狭であることから、本会が所有する事務所スペースを周辺地区的ビル賃貸料相当額で貸与することとし、賃貸契約を締結したことが報告された。

3 要請活動等に関する件

矢ヶ崎専務理事から、本会からの要請事項とその経過について、①警戒区域内の牛の研究利用等について関係国議員に働きかけを行った結果、農水省の理解が得られ、11月から福島県南相馬市において北里大学を事業

実施主体とする研究事業が開始されたこと、②全国家畜衛生職員会から要請のあった公務員獣医師の人材確保・処遇改善対策について、本会から平成23年11月28日付け23日獣発第267号をもって都道府県知事あてに要請書を提出したことが報告された。

4 TPPへの反対活動に関する件

矢ヶ崎専務理事から、日本獣医師政治連盟としてTPP参加反対の立場をとることについて平成23年度日本獣医師政治連盟通常総会で決議し、日本の畜産ネットワークとして農林水産大臣あて要請への参加、民主、自民、公明各党関係国会議員に対するTPP交渉への参加反対に関する要請書の提出、「TPPから日本の食と暮らしのちを守る国民集会」への参加を行ってきたことが報告された。

この件に関する本会の考え方について出席者から質問があり、山根会長から大要以下の発言があった。「TPPは将来に渡り避けて通れない問題ではある。しかし今の段階であらゆる貿易が自由化されるとどういうことになるか、日本の文化まで消滅してしまうのではないかという意見もある。現在でもわずかな関税しかかっていない自動車の関税をあえてなくしてどうなるか。食料自給率も現在40%しかなく、既に60%は開放しているといえる。家畜の飼料自給率に至っては10%しかなく、90%はもう開放している。」

それなのに何の前触れもなく、準備もなく、議論もせずにいきなり交渉に飛び込んでいいかということを申し上げたい。先般、元農林水産大臣の谷津義男先生にもお話を伺ったが、相当詳しく勉強なさっておられる。私も勉強しているつもりだったが、なるほど、こういう説明をしていただければ国民は理解できるのだなと感じた。今の政府は、やはり国民に開かれた議論を行うべきだと思う。まず準備段階の期間をある程度必要とするのではないか。民主党として本腰を入れているとは私には思えない。

鹿野農林水産大臣にも直接申しあげたが、減反で年間2,250億円、個別所得補償で5,764億円、これだけでも約8,000億円が支出されている。その他の負担部分もあわせると1兆円近くかかるのではないかとの話もある。しかし、これらは実際にはマイナスの事業である。これをプラスの事業に使えないのかと考えている。プラスの事業というのはいろいろとあると思う。消費拡大もあるだろうし、だれでも自由に就農できるような規制緩和を行うとか、現在は506万人にのぼるといわれるニート対策として、彼らの就農に国が毎月数万円の補助を行うとか、それだけのことをやっても国内の産業が活性化すれば私はペイできるのではないかと思う。農家の深刻な後継者不足の解消にもつながる。そういう状況を考えると

やるべきことが多くある。

輸出をふやすということも大切であり、平成25年には1兆円と言っていた目標もとても届きそうにない。そういうことを考えると、もう少し議論して、プラスの事業に有効な金を使ってほしい。

最近、米からパンをつくる機械が発売されたが、例えば機械1台に1万円の補助金を出して1,000戸に買ってもらったら1,000億円で済む。それを実施したら、私の試算では現在178万トンの米の消費量が240万トンまで増える。この米のパンというのは、私も今朝食べてきたが日本人に合う。

鹿野大臣にはそういうプラスの事業に展開してほしいと訴えたが、どこまで理解が得られたかはわからない。いずれにせよもう少し時間をとって、これから政治の世界でいろんな議論をやらなければならないと思う。本会の立場としても、ただやみくもに何でも反対ということではない。これは避けて通れない問題だと認識している。ただ、そのためには事前の準備がいるということだと思う。

先日、韓国を訪れた。韓国では米国とのFTAの問題がある。二国間のこの問題に対しデモ隊は大変な騒ぎであった。翻って日本はFTAはろくに力を入れていない。FTAさえしっかりと締結できない国が、突然TPPに入ったらどうなるかということは想像にかたくない。だから準備期間がいるということ。1,2年あればできると思う。全部の開放はこれから10年先だから今からでも遅くはない。関係者が意見をどんどん出して、それを公開して、議論を盛んにしなければいけないと思う。ことは農業問題だけではない。」

続いて藏内副会長から大要以下の発言があった。「この問題は相手のある話である。これまでの歴史の中で日本はいろいろな交渉をずっとやってきた。そういったことを踏まえて、我々は、やみくもに会議に参加すべきではないということを申し上げてきた。米の自由化もあれだけ国際的な議論をした経緯があるが、交渉ごとにあって、その時に応じたいわゆるいい条件を引き出そうとするためには、私は今のスタンスでやらないといけないと思う。」

5 2011動物感謝デー in JAPANの開催に関する件

矢ヶ崎専務理事から、10月1日に開催された「2011動物感謝デー in JAPAN」について、約27,000人の来場者を得て成功裏に開催されたことが報告され、山根会長から全国の地方獣医師会からの支援協力に対する謝意が述べられた。(開催内容等詳細については本誌第64巻11号に掲載。)

6 部会委員会の開催に関する件

矢ヶ崎専務理事から部会全体の運営状況について説明された後、各委員会の開催状況が担当職域理事から報告された。

酒井理事から学術部会の学術・教育・研究委員会について、獣医学教育における外部評価の在り方について検討し、現在論点整理を進めていることが報告された。

続いて麻生理事から産業動物臨床部会の産業動物臨床・家畜共済委員会について、委員会の席上、農水省担当官から家伝法改正に関する説明が行われたこと、今期委員会では動物用医薬品指示書の適正な使用についての検討を中心に産業動物獣医療提供体制の整備に係る各般の課題について検討を進めていることが報告された。

次に細井戸理事から小動物臨床部会の動物看護職制度在り方検討委員会について、委員会における検討の結果ようやく関係者の合意を得て動物看護師統一認定機構の設立を迎えたことが報告され、本件については様々な憶測が飛び交っているようではあるが、この委員会での検討が全てであり、議事概要もホームページ上で公開しているので、ぜひとも冷静な支援と協力を理事各位からも関係者に働きかけていただきたい旨が依頼された。

最後に木村理事から動物福祉・愛護部会の学校動物飼育支援対策検討委員会について、今期は特に日本獣医師会による地方獣医師会への支援の具体的方策について検討し、平成23年度から施行されている新学習指導要領のフォローアップを行うことが報告されるとともに、平成24年2月に札幌で開催される日本獣医師会獣医学術学会年次大会（北海道）において本委員会の拡大会議として「学校動物飼育支援対策検討委員会～ガイドラインの活用について～」を土台する意見交換会を開催することが説明され、協力が依頼された。

7 中間監査結果の報告の件

玉井代表幹事から大要以下のとおり報告された。「平成23年9月30日付、9月末時点までの会計状況について監査した結果、銀行残高、保有債券の残高、これに關

して間違いがないことを確認した。業務の執行状況についても、少なくとも現時点において何ら問題はないと判断した。

なお、附帯意見として、冒頭の会長挨拶等にあったように、大変大きな節目にある中、前回の理事会あるいは総会でも、地区理事の先生方に連絡あるいは地方会からのご意見の収集をお願いしたところだが、早速実行いただいているという報告も受けており、大変ありがたいことと思っている。特に今期は役員の交代があり、全国55の地方会のうち約3分の1の地方会において会長の交代があった。そのような状況なので、今まで滔々と山根会長が説明してきたこと、あるいは部会長が努力なさってきたこと、こういった流れを持った大きな変革が情報の伝達という意味において途切れることのないよう、より一層、地区理事の先生方、また地方獣医師会会长の方には日本獣医師会の情報を積極的に得ていただき、それを円滑に進行するよう積極的な努力を特にお願いしたい。何度も同じような話をして恐縮だが、より一層の支援、協力をお願いしたく、これを附帯意見とさせていただきたい。」

8 業務運営概況等の件

矢ヶ崎専務理事から、9月11日から11月30日までの本会業務概況について報告された。出席者から、多岐に渡る業務実施へのねぎらいとともに業務執行に係る危機管理体制の見直しの必要性について質問され、山根会長から、緊急災害時の対応等、早速1月から検討を進めていく予定である。実際に災害を体験された方等にも出席いただき、効果的なプログラム作りを進めたい旨回答された。

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画の件

矢ヶ崎専務理事から、当面の主要会議の開催計画が説明された。